

島田市告示第102号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第54条第4項の規定による谷口南部土地改良事業に係る換地処分の公告があった日の翌日から字の区域を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

平成25年5月1日

島田市長 桜井 勝郎



大字阪本字大道西に編入する区域

大字阪本字中河原219の1

大字阪本字大欠下279の3の一部、282の1